非上場同族会社の監査役一林原家経営破綻

※ 本稿は筆者個人の意見を記したものであり、一般社団法人 監査懇話会の公式な見解とは 必ずしも一致致しません。

1. 林原の経営破綻

2011 年 2 月、岡山県の名門企業、林原が会社更生法の適用を申請した。3 月には、同社に多額の融資をしていたメインバンクの中国銀行の頭取が辞任した。現在は大阪の長瀬産業の子会社となっている。

明治 16 年、林原克太郎が水飴製造の林原商店を起こして以来、研究開発にも注力、 ブドウ糖や甘味料などに用いられる糖質トレハロースなどのほか、バイオ、医薬品な ど、幅広い分野で事業を展開してきた。

しかし、日経新聞 2011.2.3 は「行き過ぎた研究投資」の見出しで「この数十年で、 チンパンジーの知能や恐竜を通じた生物の進化など研究の分野を広げ、本業のバイオ が伸び悩む一方で、行き過ぎた投資をしていたとみられる」と述べている。

経営破綻について、外部調査員会が設置されたが、その報告書は金融機関など一部 に配っただけで公表されておらず、かろうじて、新聞情報によって概要を知ることが できる。

2011年3月29日のMSN 産経ニュースには「調査報告書の骨子」として次の記載がある。

- ・林原は1984年10月期から継続して金融機関向けの決算書を操作
- ・1990年から2001年に売上を架空計上し、14年以降は虚偽の借入金残高表を作成
- ・粉飾決算をもとに借入を 1000 億円増やし、一部を不動産や 42 億円分の美術品に充 てた
- ・創業家の資産管理会社3社に多額の資金が流出。前社長らの役員報酬は年1億円超
- ・利益が出ていないのに毎年1000万円を配当した可能性あり
- ・旧役員の経営責任を調査・検討する必要あり

ところで、2011 年 11 月 18 日管財人が東京地裁に更生計画案を提出したが、そこには債権者への弁済率が 92%以上を条件としていた。長瀬産業からの出資や駅前等の不動産、保有株の売却などが原資である。なお、2011 年 2 月 2 日には「2010 年 10 月期決算は前期を上回る営業利益・経常利益を上げており、事業自体は好調を維持し、メインバンクの中国銀行からも支援表明を頂き」と開示している。

林原の社長、弟の専務は退任したが、特別背任等で起訴されることはなかった。

2. 林原のガバナンス

「金融機関への返済はきちんと返し、倒産したが、取引先にはほぼ100%弁済している。本当に林原は破綻処理をやらねばいけなかったのかという疑問は残る」(14.5.29 ビジネス法務の部屋)という山口利昭弁護士のコメントがある。言葉を替えて言うならば、どうしたら倒産せずに済んだのだろうか。

その解の一つは 2014 年 5 月 20 日発行の林原健「林原家 同族会社への警鐘」に求めることができる。この中で社長だった林原健氏は次のように語っている。(要旨のみ記載)

株式会社林原の株式は創業家の林原家が100%所有している。専務の弟と社長の私の意見が一致すれば総会も取締役会も開催の必要がない。取締役から開催を求められたこともない。

監査役は母と長男。母は脳血栓で勤務実態なし。長男は体調崩して出社せず。「どうせ林原の会社だ。どんな経営をしようが自由だ」と考えた。結果的に林原家以外の役員や社員をないがしろにしてしまった。

売上は林原だけで280億円、グループ全体で800億円。資本金5億円以上、又は負債200億円以上は会計監査人の設置義務がある。当社は、資本金1億円だが負債は1300億円。住友信託から会計監査人を置くように勧められていたが、弟に相談すると弟から」は「社長がしたいことができなくなるよ」と反対された。

私個人や私の資産管理会社への当社からの資金は貸付金・仮払金・未収入金になっていた。つまり、会社から17億円の借金をし、それを踏み倒していたことになる。全く知らなかった。母は13億円を借りていたことになる。財務は弟任せで一切関知していなかった。私は研究に没頭していた。弟一家と集まるのは数年に1回だった。私と弟の間に立ってくれる身内の番頭が一人いれば違った展開になっていただろう。

3. 監査役がきちんとしていたら

非上場の同族経営の監査役はどうあるべきなのか。少なくとも、監査懇話会で研鑽を積んでいる会員が監査役になったなら、きちんと出社し、会社法に従って、会計監査人を設置させ、取締役会を開かせ、重大な損失の恐れや違法行為があれば取締役会で報告し是正を求めるであろう。そして、間違いなく、倒産は免れたであろう。

しかし、皆さんは言うであろう「そんなことをすれば、すぐに首になるよ」。そうかもしれない。しかしながら、それでも社長を説得してみる価値はある。

取締役会を開いていない、監査役が監査をしていない、こんな例は、林原だけではなく、非上場のオーナー経営会社ではよくあることだ。こうした会社の監査役にも当会は目を向けていく必要がある。従業員を救ってやりたい。

以上
